

新潟県柏崎市空家等除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における危険な空き家の除却を促進し、市民の安全で安心な暮らしの確保及び良好な生活環境の確保を図るため、当該危険な空き家の除却に要する経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定空家等 柏崎市空家等の適正な管理に関する条例（平成28年条例第11号）第2条第2号に規定する特定空家等をいう。
- (2) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、かつ、別表に定める不良度の測定結果が合計100点以上のものをいう。
- (3) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号の規定に基づき柏崎市が定める柏崎市立地適正化計画における居住誘導区域をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、前条に定める特定空家等又は不良住宅のいずれかに該当するものであり、かつ、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に存し、1年以上使用のない状態であること。
- (2) 補助金を受ける目的で故意に破損させたものでないこと。
- (3) 公共事業による移転等の補償対象となっていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けられることができる者は、市税の滞納がない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条に規定する補助対象空き家の登記事項証明書に所有者として記載されている者又はその相続人、成年後見人若しくは相続財産清算人（家庭裁判所による権限外行為の許可審判を受けた者に限る。）

(2) 前条に規定する補助対象空き家の固定資産税課税台帳に記載されている者又はその相続人若しくは成年後見人

2 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家に所有権以外の権利(賃借権を含む。)の設定がある場合又は補助対象空き家が複数人の共有名義若しくは相続財産である場合において、当該権利を有する者又は共有者全員若しくは相続人全員から解体について同意を得られない者は、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象とする解体工事は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 市内に本店を有する事業者のうち、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一に規定する土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けている者が施工すること。

(2) 敷地内に存する家屋及びそれに附属する工作物を全て除却し、更地とすること。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は、補助対象工事としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 補助対象工事の工事費

(2) 補助対象工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、補助対象工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると市長が認める工事等に係る経費

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、50万円を上限とする。ただし、居住誘導区域内にある空き家を補助対象とする場合においては、65万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前申込み)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が実施する事前調査を受けなければならない。

2 申請者は、市長が指定する日までに柏崎市空家等除却支援事業補助金事前調査申込書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事前調査の対象となる建築物に係る登記事項証明書の写し又は固定資産税課税明細書の写し

(2) 補助対象空き家の所有者との相続関係が分かる書類(申請者が補助対象空き家の相続人である場合に限る。)

(3) 補助対象空き家の所有者又はその相続人の成年後見人であることが分かる資料(申請者が補助対象空き家の所有者又はその相続人の成年後見人である場合に限る。)

(4) 補助対象空き家の相続財産清算人であることを証する選任通知書の写し及び裁判所による権限外行為の許可審判の写し(申請者が補助対象空き家の相続財産清算人である場合に限る。)

(5) 事前調査の対象となる建築物の位置図及び現況写真

(6) 共有者全員又は相続人全員の同意があることが分かる書類(補助対象空き家が複数人の共有名義又は相続財産である場合に限る。)

(7) 金融機関等が発行する抵当権の登記を抹消するに当たり必要とされる書類の写し(事前調査の対象となる建築物に対して抵当権が設定されている場合に限る。)

3 市長は、前項に定める申込みを受けたときは、審査及び現地調査を行うとともに、申込みを受けた建築物が補助対象空き家に該当するかどうかを決定し、その結果を柏崎市空家等除却支援事業補助金事前調査結果通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(補助金交付申請)

第9条 申請者は、工事着手前に、柏崎市空家等除却支援事業補助金交付申請書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る見積額が分かる資料

(2) 市税完納証明書

(交付決定)

第 10 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付することを決定した場合にあっては柏崎市空家等除却支援事業補助金交付決定通知書（別記第 4 号様式）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては柏崎市空家等除却支援事業補助金不交付決定通知書（別記第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の変更)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、柏崎市空家等除却支援事業補助金変更交付申請書（別記第 6 号様式）に、補助対象工事の変更に関する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、交付決定金額に変更がない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、柏崎市空家等除却支援事業補助金変更交付決定通知書（別記第 7 号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助対象工事の中止)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助対象工事を中止するときは、柏崎市空家等除却支援事業補助金補助対象工事中止届（別記第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、柏崎市空家等除却支援事業補助金実績報告書（別記第 9 号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (2) 工事完了写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、柏崎市空家等除却支

援事業補助金確定通知書（別記第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和11年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

別表 不良度の測定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評点	最高評点			
1	構造一般の程度	(1)基礎 ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45			
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20				
		(2)外壁又は界壁 外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25				
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1)基礎、土台、柱又ははり ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100			
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50				
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100				
		(2)外壁又は界壁 ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽若しくは破損により、下地の露出しているもの	15				
		イ 外壁若しくは各戸の界壁の仕上材料の剥(はく)落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25				
		(3)屋根 ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15				
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥(はく)落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25				
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50				
		3	防火上又は		(1)外壁 ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30

	避難上の構造の程度		イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		(2)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	(1)雨どい	雨どいがないもの	10	10
合計					
備考 1つの評価項目につき該当評価内容が2又は3以上ある場合においては、当該評価項目についての評点は、該当評価内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					